

静岡県教育委員会

会議録

平成 25 年度 第 24 回定例
3 月 17 日 (月)

静岡県教育委員会委員長 加藤文夫は、

平成 26 年 3 月 17 日に教育委員会第 24 回定例会を招集した。

- | | | | | |
|---|-------------|------------------------|--------------|-----------|
| 1 | 開催日時 | 平成 26 年 3 月 17 日 (月) | 開会 | 9 時 30 分 |
| | | | 閉会 | 13 時 35 分 |
| 2 | 会 場 | 教育委員会議室 | | |
| 3 | 出席者 | 委 員 長 | 加 藤 文 夫 | |
| | | 委員長職務代理者 | 溝 口 紀 子 | |
| | | 委 員 | 高 橋 尚 子 | |
| | | 委 員 | 斉 藤 行 雄 | |
| | | 委 員 | 興 直 孝 | |
| | | 委 員 (教育長) | 安 倍 徹 | |
| | 事務局 (説明員) | 山 崎 泰 啓 | 教育次長 | |
| | | 杉 本 寿 久 | 事務局参事兼教育総務課長 | |
| | | 鈴 木 啓 之 | 事務局参事兼学校人事課長 | |
| | | 渋谷 浩 史 | 教育政策課長 | |
| | | 奈良間 一 博 | 情報化推進室長 | |
| | | 櫻 井 洋 二 | 人権教育推進室長 | |
| | | 河 野 康 裕 | 財務課長 | |
| | | 杉 山 和 幸 | 福利課長 | |
| | | 輿 水 まゆみ | 学校教育課長 | |
| | | 羽 田 明 夫 | 小中学校教育室長 | |
| | | 岩 城 明 | 高校教育室長 | |
| | | 渡 邊 浩 喜 | 特別支援教育室長 | |
| | | 小 関 雅 司 | 高校再編整備室長 | |
| | | 山 田 文 子 | 社会教育課長 | |
| | | 土 井 宏 晃 | 文化財保護課長 | |
| | | 松 田 好 道 | スポーツ振興課長 | |
| | | 石 井 宣 明 | 静岡教育事務所長 | |
| | | 橋 本 勝 | 静岡西教育事務所長 | |
| | | 谷 野 純 夫 | 中央図書館長 | |
| | | 三ッ谷 三 善 | 総合教育センター所長 | |
| | | 渡 邊 聡 | 学校人事課人事監 | |
| | | 堤 敏 幸 | 学校教育課参事 | |

4 その他

(1) 第 67 ~ 78 号議案は、原案どおり可決された。

(2) 報告事項 1 ~ 3 は了承された。

【開 会】

委 員 長： ただ今より、教育委員会定例会を開催する。
今回の会議録の署名は、溝口委員、斉藤委員にお願いする。

【非公開の決議】

委 員 長： 議案の審議に入る前に、本定例会の報告事項の取扱いについて諮る。
第 71 から 73 号議案、第 78 号議案、報告事項 4 から 6 は人事案件であるため、非公開としたいと思うが、異議はないか。

全 委 員： 異議なし。

委 員 長： それでは、第 71 から 73 号議案、第 78 号議案、報告事項 4 から 6 を非公開とし、非公開案件から審議を始める。

< 非 > 第 71 号議案 平成 25 年度末教職員人事異動

非公開

< 非 > 第 72 号議案 平成 26 年度新規採用教職員の決定

非公開

< 非 > 第 73 号議案 平成 26 年度再任用教職員の決定

非公開

< 非 > 報告事項 4 平成 25 年度末定年退職予定者再雇用状況報告（小中学校）

非公開

< 非 > 報告事項 5 平成 25 年度末公立小中学校主幹教諭選考試験の結果について

非公開

< 非 > 報告事項 6 平成 25 年度末栄養教諭特別選考試験の結果について

非公開

< 非 > 第 78 号議案 平成 26 年度静岡県教科用図書選定審議会委員の任命

非公開

【会議の公開】

委員長：ここで会議を公開とする。

第 67 号議案 静岡県教育委員会文書管理規程の一部改正

委員長：議案書 1 頁「第 67 号議案 静岡県教育委員会文書管理規定の一部改正」について、杉本教育総務課長より説明願う。

教育総務課長：＜議案についての説明＞

委員長：質疑等はあるか。

全委員：（特になし）

委員長：本案を原案どおり可決することに異議はないか。

全委員：（異議なし）

委員長：第 67 号議案を原案どおり可決する。

第 68 号議案 静岡県へき地手当支給規則の一部を改正する規則

委員長：議案書 6 頁「第 68 号議案 静岡県へき地手当支給規則の一部を改正する規則」について、杉本教育総務課長より説明願う。

教育総務課長：＜議案についての説明＞

委員長：質疑等はあるか。

溝口委員：説明の中で、佐久間学校給食センターが廃止になるとのことだが、今後の対応はしっかりしているのか。

教育総務課長：引佐学校給食センターと天竜学校給食センター、そして独自の施設を持つ水窪小学校に分散して対応していく。

溝口委員：佐久間学校給食センターは廃止されるのか。

教育総務課長：施設の老朽化によって廃止となる。

委員長：他に質疑等はあるか。

全委員：（特になし）

委員長：本案を原案どおり可決することに異議はないか。

全委員：（異議なし）

委員長：第 68 号議案を原案どおり可決する。

第 69 号議案 静岡県教育情報化推進基本計画（第 2 期計画）の策定

委員長：議案書 9 頁「第 69 号議案 静岡県教育情報化推進計画（第 2 期計画）の策定」について、奈良間情報化推進室長より説明願う。

情報化推進室長：＜議案についての説明＞

委員長：前回の議案が提出されたときに、教育委員から出された意見を盛り込

んだものである。各委員で確認してほしい。

質疑等はあるか。

溝口委員： 主な変更点について説明してほしい。

情報化推進室長： 別冊資料の 13 頁に、いただいた意見を集約してある。評価についてであるが「現行の基本計画の評価をふまえての課題と対策については、これを顕在化してほしい」とのことだったので、本文中の 11 頁から 15 頁に評価としてまとめてあり、これを基にアクションプランでの評価を出している。例えば「いつでも、どこでも学ぶ人が増えている」と感じる人の割合」という成果指標の達成状況が「B」となっているが、この中の情報に関する主な取組としては、静岡県生涯学習情報検索ホームページ「マナビット 21」の活用促進及び改善、学びの機会の充実の中で図っている。

次に対応の 2 つ目として「現在の課題への対応」が記載してあるが、一つの事例としては、一般的な教育課題の部分と静岡県に類するものに特化している。前回の御意見で、モラルに関する指摘があったので、静岡県の中で特化したモラルについて県立学校を対象に調査し、実際のエビデンスを踏まえながら、全体的な課題を明確に出すようにした。

委員 長： 質疑等はあるか。

全委員： (特になし)

委員 長： 本案を原案どおり可決することに異議はないか。

全委員： (異議なし)

委員 長： 第 69 号議案を原案どおり可決する。

第 70 号議案 静岡県就学指導委員会規則の一部を改正する規則

委員 長： 議案書 15 頁「第 70 号議案 静岡県就学指導委員会規則の一部を改正する規則」について、渡邊特別支援教育室長より説明願う。

特別支援教育室長： < 議案についての説明 >

委員 長： 質疑等はあるか。

説明によれば、「就学指導」を「就学支援」に変えるということだが、この「静岡県就学指導委員会規則」の名称自体も変更されるのか。

特別支援教育室長： 本規則改正により変更する。

委員 長： 教育支援ではなく、今までどおり就学支援をしていくということか。

特別支援教育室長： 教育では幅広くなるので、県では就学支援について重点的に支援していくものである。市町では、更に自立支援協議会など幅広く支援する組織もあるので、全体的な支援はそちらで担当し、この委員会では「就学」という視点で総合的な助言をしていく。

溝口委員： 「指導」と「支援」の違いは何か。

特別支援教育室長： 本来、就学指導は市町教育委員会が行うことになっている。平成 12 年の地方分権一括法の中で、市町で対応することになり、その時点で静

岡山としては「指導」というよりも市町の「支援」という形で動いてきたが、中教審や障害者の権利条約等に基づく国の助言の中で、今回、名称を変更するものである。

委員長：言葉に関してだが、「指導」だと上からの目線で、「支援」だと生徒や保護者が主体的に動く印象である。

さて、他に質疑等はあるか。

全委員長：（特になし）

全委員長：本案を原案どおり可決することに異議はないか。

全委員長：（異議なし）

委員長：第70号議案を原案どおり可決する。

第74号議案 静岡県高等学校教育資金及び高等学校等奨学金貸与規則の一部を改正する規則（案）

委員長：議案書21頁「第74号議案 静岡県高等学校教育資金及び高等学校等奨学金貸与規則の一部を改正する規則（案）」について、堤学校教育課参事より説明願う。

学校教育課参事：＜議案についての説明＞

委員長：質疑等はあるか。

奨学金の「貸与」なので返済義務が生じるが、返済不能の家庭数は、近年どのように推移しているのか。

学校教育課参事：奨学金の返還不能者は右肩上がりで増えており、平成24年度末で未納者が約300人となっている。

委員長：「未納者が多いから」として貸付を制限しては、社会の状況から逆行することになる。生活が苦しくなって返済不能者が増え、「返済不能者が増えているので貸さない」というのでは、受益者の立場を弱めるだけの改正で教育上よくないのではないか。

学校教育課参事：今回の改正は、国の生活保護基準が厳しくなり、このままでは今まで借りることができた家庭が借りられなくなるので、経過措置で従前どおりの基準で貸付ができるようにするという趣旨である。

委員長：経過措置が終わると、基準が厳しくなるのか。

学校教育課参事：その先についてはまだ分からないが、生活保護が段階的に平成27年度まで引き下げられているので、少なくともそこまでは経過措置を設けて対応していくという考え方である。

委員長：生活保護費の不正受給が話題となっているが、そのような特殊な例を持ち出して生活保護を減らすのは、社会全体の許容力が失われているように感じる。

溝口委員：この改正を見ると、様式1の1号で借りる理由が「詳細に記入」になっているが、家庭の事情に限定されてしまい、例えば災害などがあっても、家庭の事情以外の理由では貸付をしないということか。

学校教育課参事：災害等を含めての家庭の事情である。

溝口委員：それほど限定してはいないということか。

学校教育課参事：そうである。

斉藤委員：奨学金は貸与で返さなければいけないが、返済を免れるケースはあるのか。

学校教育課参事：本人が死亡したり、障害で職に就けなくなったりした場合に免除する規定はある。

ただ、そのような特殊な事情でなくても、卒業後になかなか定職に就けない場合などに返還が猶予される規定もある。

斉藤委員：奨学金の具体的な金額はどれくらいか。家庭の事情によって異なるのか、あるいは一律なのか。

学校教育課参事：一律で一年間分を貸与される。国公立の高校で自宅から通学の場合は月1万8千円、自宅外の場合は2万3千円である。年額で計算すれば、自宅通学の場合は21万6千円、自宅外の場合は27万6千円となる。

高橋委員：説明では「当分の間」は平成27年度までとのことだが、どこまでを見越しているのか。

学校教育課参事：現時点では、平成27年度まではこの経過措置に基づいて対応していくということである。

斉藤委員：私立の高校でも、このような奨学金貸与制度はあるのか。

学校教育課参事：そうである。県教育委員会で、私立も含めて事務を行っている。私立は月3万円で年間36万円貸与であり、公立よりも多額になっている。

溝口委員：「人物」の欄で「優れている」のかを評価されているが、何に対して「優れている」のか。大学では単位の評価によって奨学金が打ち切られるなどの制限をされるが、「人物」の評価で奨学金が制限されることもあるのか。

学校教育課参事：制限があるのが教育資金の制度である。ただ、もし成績要件で認定されなくても、別の奨学金制度がある。

溝口委員：「優れている」のかどうかの評価は学校の裁量なのか。

学校教育課参事：そうである。学習面と生活面を合わせて、学校から書類をいただいている。

溝口委員：平均評定の数値なども基準となるのか。

学校教育課参事：そうである。

溝口委員：人物評価なのか成績評価なのかが曖昧であり、努力しても成績が上がらない子もいるが、それについても配慮されるのか。

学校教育課参事：成績の評価がいくつ以上という細則もある。

委員長：授業についていけずに退学する生徒に奨学金を貸与しても効果がないので、評価による制限は必要であると思う。
質疑等はあるか。

全委員：（特になし）

委員長：本案を原案どおり可決することに異議はないか。

全委員：（異議なし）

委員長：第74号議案を原案どおり可決する。

第 75 号議案 静岡県高等学校定時制課程及び通信制課程修学資金貸与規則の一部を改正する規則（案）

委員 長： 議案書 27 頁「第 75 号議案 静岡県高等学校定時制課程及び通信制課程修学資金貸与規則の一部を改正する規則（案）」について、堤学校教育課参事より説明願う。

学校教育課参事： < 議案についての説明 >

委員 長： 卒業すれば返還の義務はないということによいか。

学校教育課参事： そうである。

委員 長： 他に質疑等はあるか。

全委員： （特になし）

委員 長： 本案を原案どおり可決することに異議はないか。

全委員： （異議なし）

委員 長： 第 75 号議案を原案どおり可決する。

第 76 号議案 静岡県立学校管理規則の一部を改正する規則

委員 長： 議案書 31 頁「第 76 号議案 静岡県立学校管理規則の一部を改正する規則」について、鈴木学校人事課長より説明願う。

学校人事課長： < 議案についての説明 >

委員 長： 質疑等はあるか。

全委員： （特になし）

委員 長： 本案を原案どおり可決することに異議はないか。

全委員： （異議なし）

委員 長： 第 76 号議案を原案どおり可決する。

第 77 号議案 静岡県立学校教職員の人事評価に関する規則の一部を改正する規則

委員 長： 議案書 34 頁「第 77 号議案 静岡県立学校教職員の人事評価に関する規則の一部を改正する規則」について、鈴木学校人事課長より説明願う。

学校人事課長： < 議案についての説明 >

委員 長： 質疑等はあるか。

全委員： （特になし）

委員 長： 本案を原案どおり可決することに異議はないか。

全委員： （異議なし）

委員 長： 第 77 号議案を原案どおり可決する。

【休憩】

委員 長： ここで一時休憩とする。13 時より会議を再開する。

報告事項 1 監査結果の報告

委員 長： 報告事項 1 頁「報告事項 1 監査結果の報告」について、杉本教育総務課長より説明願う。

教育総務課長： <報告事項についての説明>

委員 長： 質疑等はあるか。

委員 長： このような話が出ると、いつも「綱紀肅正を訴える」という説明で終わってしまうが、アクションとして本当にそれでいいのか。綱紀肅正を呼びかけただけでは、教育委員会としての責任や役割を果たしたわけではないと思う。事案の内容を見るとやむを得ないと客観的には思うが、綱紀肅正を呼びかけているにもかかわらず不祥事が続発しており、そうならないような教育現場のあり方を我々が真剣に考えていけないといけない。不祥事のたびに教育委員会では教育長が綱紀肅正の徹底を呼びかけるが、それでは十分ではない。大切なのは、適切な再発防止策が何であるかを顕在化させて、明らかにそれができるようにすることである。

また、課長の説明の中で気になったのは、「教育総務課長から指導」との表現である。教育総務課長から伝達を行う行為と監査課から通知が出される行為に違いはなく、基本的な違いは職権に基づく行為以外は考えられないので、それが教育行政のあり方としてきちんと整理する必要があると思う。

なお、新聞報道しか接していないので私の認識が間違っているかも知れないが、監査結果報告は教育委員会の報告より詳細であるように感じる。目線の違いかもしれないが、どうしてそのような差があるのか説明してほしい。

教育 長： 体罰案件に関して「教育委員会では 1 件のみの公表で、他は公表していない」とのことだが、我々の公開基準によって、懲戒処分の 1 件は公表し、残りは指導措置であったので公表しなかったものである。ただ、指導措置のため個々の校名は公表しなかったが、全体の件数等については平成 24 年度末の時点で全て公表している。今回、学校ごと監査に入ったことで、学校別の詳細が明らかになったものである。指導措置については、体罰に限らずこれまでも学校を明らかにしての公表の対象にはなっていないが、それが教育委員会としての公開基準であり、それによって新聞では「監査によって明らかに」と表現した記事もあった。

ただ、教育委員会として今後もこの公開基準でいいのかは議論していく必要があると思う。他県においては、体罰を防止するために、指導措置でも学校名を公表しているところもあると聞いている。検討の対象にはなると思う。

興 委 員： 新聞報道でも「教育委員会の発表では学校名は出なかった」ということで、件数についてはすでに公表されていた。ただ、校名を出すことの教育的意味について教育委員会で判断しているかもしれないが、監査委員会が校名を公表したのが一つの社会の要請とすれば、これまで公表しなかったので継続するのではなく、先ほどの説明にあったように、この問題については今後も検討していくべきである。

なお、このような問題は、質問があって答えるのではなく、どう取り組んでいくのかを冒頭に説明してほしい。

教育総務課長： 先ほど「教育総務課長から指導」と説明したが、教育総務課の担当からの申し渡しである。これまでは指示事項については文書で渡すという形式であったが、件数の多い学校などには、渡す際に状況の説明や監査委員事務局からの指示を伝えながら申し渡しをしている。それが教育総務課の仕事と認識している。

監査結果として報告しているが、中身は不祥事なので、不祥事根絶に向けて計画を立てて対応しており、集中して発生している事案があれば、それに応じてシフトすることになる。例えば、過去に交通事故が多発して問題となったときは、研修を行うなどして交通安全を重点的に推進した。

委 員 長： 我々が月々受けている不祥事や事故の報告をとりまとめて、監査委員会が公表したという認識でよいか。

学校人事課長： 交通事故犯はまとめて報告しているため月ごとの報告ではないが、基本的にはそのとおりである。

教育総務課長： 昨年度の分の監査なので、昨年に調査して出てきた事案をまとめて発表したものであり、すでに事案への指導も済んでいる。

興 委 員： それについてであるが、報告用件について、校名も教育委員会には伝えた。これをどのように社会に出すかは、教育委員会で議論したと理解してよいか。

委 員 長： 前回はそのようにしている。外部の検査の場合、学校への調査が後日になるので、すでに我々への報告や審議が済んでいる案件がここで公表されているということだ。

溝 口 委 員： もう一つ、大事な論点がある。かつて、万引き・窃盗の事案で、我々教育委員会の方針では、生徒保護の意味で校名を公表しなかったが、監査委員会で校名を公表した。これはコンセンサスの違いであるが、この報告のように列挙すると、見せ方でとても多く感じる。改めでのダブルチェックの意味もあり、監査委員会からの報告は新しい見所もあるということだ。

興 委 員： 監査委員は監査委員の視点で、教育委員は教育委員の視点で、という考え方はいいが、大事なのはそれぞれの機能があるので、どう公表するのは話し合っ決めていくべきである。

委 員 長： 話し合いは過去に行っている。

興 委 員： どのような結論になったのか。

- 委員 長： 監査委員会によって集団万引きの件で学校名が公表されたことにより、弁護士団体から未成年の犯罪行為について学校名を公表するのは不適切ではないかとの問題提起を受けた。保護者からも「特定の生徒が非行行為を行ったものなのに、公表の仕方により学校全体の信頼が著しく落ちた」等の御意見をいただいた。それについては、監査委員会側とも話し合っ、今後はこのような案件では、監査委員会側も公表についてはそれなりの配慮をしてもらうことで決着した。
- 興委 員： そういうことであれば、決着されたラインで今回のことも整理されたらと委員長は判断されているのか。
- 委員 長： そうである。
- 興委 員： 文書行為は行政庁として行うことであって、教育総務課長が文書を出せる権限があるかは分からないが、そういう観点から対応してくれればよい。
- 委員 長： 11月から1月にかけての件数が多いが、その期間に問題が起こりやすい要因があるのか。
- 教育総務課長： たまたまその時期に監査をしたからであり、その期間に不祥事が多かったということではない。
- 委員 長： 季節的な特徴ではないということか。
- 教育総務課長： そうである。
- 委員 長： 他に異議はないか。
- 全委 員： （特になし）
- 委員 長： 報告事項1を了承した。

報告事項2 富士山キッズ・スタディ・プログラム 小学校6年生社会科教材「富嶽三十六景で学ぶ 江戸に栄えた町人文化」

- 委員 長： 報告事項9頁「報告事項2 富士山キッズ・スタディ・プログラム 小学校6年生社会科教材「富嶽三十六景で学ぶ 江戸に栄えた町人文化」」について、羽田小中学校教育室長より説明願う。
- 小中学校教育室長： <報告事項についての説明>
- 委員 長： 質疑等はあるか。
- 興委 員： 教材開発監修者の有田和正先生が関わったことで、静岡・山梨県だけでなく東京都中央区の小学校でも行われたという理解でよいのか。
- 小中学校教育室長： そうである。
- 興委 員： 取組としてはいいことだと思う。静岡や山梨だけでなく、取組をもっと広げるようにしてほしい。
- 委員 長： 他に異議はないか。
- 全委 員： （特になし）
- 委員 長： 報告事項2を了承した。

報告事項3 生涯学習情報発信システムの構築について

委員長： 報告事項10頁「報告事項3 生涯学習情報発信システムの構築について」、三ッ谷総合教育センター所長より説明願う。

総合教育センター所長： <報告事項についての説明>

委員長： 質疑等はあるか。

興委員： 一元的に情報を発信し、生涯学習関連機関のネットワークを構築し、10月からスタートするという内容は理解できた。ただ、運用でどのような成果を出すかが重要である。全体は総合教育センターの事業として行うと理解してよいか。

総合教育センター所長： 事務局は総合教育センターの内部におくが、実際の内容は県の生涯学習機関の職員も参加する委員会を設けて、そこで決めることになる。

興委員： 運営を委員会に任せるのは難しいので、センターが直接ハンドリングをするというのでよいか。

総合教育センター所長： そうである。

委員長： 予算をとって行う事業であり、このようなネットを経由した情報発信については、ただサイトに載せているだけで読まれていなければ予算分の効果がなくて問題となる。サイトへのアクセス数で実際に読まれているかが分かるので、きちんと運用されているかを定期的に確認してほしい。

溝口委員： 運用保守について質問であるが、運用保守にあたってアクセスやニュースソースが増えることなど、コーディネーター的な費用も含まれるのか。センターが管理するのであれば人件費は不要なので、具体的には何についての保守に使われるのか教えてほしい。

総合教育センター所長： 運用保守は、システムに不具合が生じたときに、責任を持って対応してもらおうということである。

溝口委員： ネットのアカウントやサーバーの技術は外部に完全に委託するのか。

総合教育センター所長： そうである。

委員長： 他に異議はないか。

全委員： (特になし)

委員長： 報告事項3を了承した。

報告事項 平成26年4月の主要行事予定

委員長： 報告事項11頁「報告事項 平成26年4月の主要行事予定」について、杉本教育総務課長より説明願う。

教育総務課長： <報告事項についての説明>

委員長： 報告事項を了承した。

【閉会】

委員長： 以上で、本定例会の議事はすべて終了した。

これをもって、平成25年度第24回教育委員会定例会を閉会とする。